第五号に規定する選定療養（以下「選定療養」という。）を受けた場合を含む。）にあつては、当該費用の額から法第八十六条第三項第一号ロに規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額を控除した額）に法第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額	第七十六条第二項、第八十五条第二項、第八十五条の二第二項又は第八十六条第二項第一号若しくは第三項第一号イ	第百十条	法第八十六条第三項第一号ロに規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額を控除した額
第三号に規定する評価療養（以下「評価療養」という。）、法第百四十九条において準用する法第六十三条第二項第四号に規定する患者申出療養（以下「患者申出療養」という。）又は法第百四十九条において準用する法第六十三条第二項第五号に規定する選定療養（以下「選定療養」という。）を受けた場合を含む。）にあつては、当該費用の額から法第百四十九条において準用する法第八十六条第三項第一号ロに規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額）に法第百四十九条において準用する法第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額	第七十六条第二項、第八十五条第二項、第八十五条の二第二項又は第八十六条第二項第一号若しくは第三項第一号イ	第百四十条	法第百四十九条において準用する法第八十六条第三項第一号ロに規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額を控除した額。以下この項において同じ。
第五号に規定する選定療養（以下「選定療養」という。）を受けた場合を含む。）にあつては、当該費用の額から健康保険法第八十六条第三項第一号ロの規定による厚生労働大臣の定めの例により算定した額）に法第五十五条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額又は法第六十三条第四項の規定に基づき算定費用額から控除される金額	第五十八条第二項、第六十一条第二項、第六十二条第二項又は第六十三条第二項第一号若しくは第三項第一号	第七十六条	健康保険法第八十六条第三項第一号ロの規定による厚生労働大臣の定めの例により算定した額を控除した額

	第七十六条第二項、第八十五条第二項、第八十五条の二第二項又は第八十六条第二項第一号	第百十条	（新設）
	第七十六条第二項、第八十五条第二項、第八十五条の二第二項又は第八十六条第二項第一号	第百四十条	（新設）
	第五十八条第二項、第六十一条第二項、第六十二条第二項又は第六十三条第二項第一号	第七十六条	（新設）